

相続税 0 円でも申告するの？

◆相続税の基本、教えます!!◆

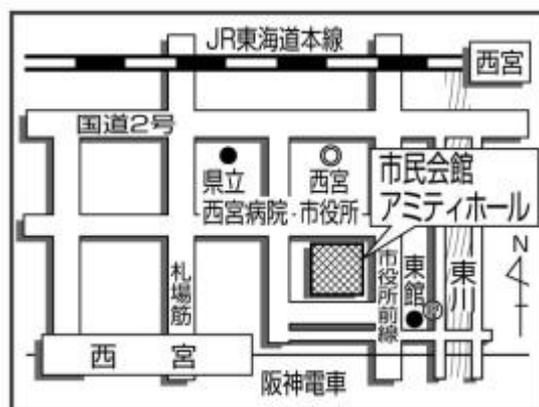
- ・相続税法が改正されて納税者が増えると聞いていますが、私のところは大丈夫？
- ・前回の相続で申告していないけれども今回の改正に関係があるの？
- ・税金が出なければ申告しなくても平気？

など、財産をお持ちの方には相続税に関する疑問や不安は付きものです。

相続問題は目をつぶっていても通り過ぎてくれません。不安のままではいよりも、相続を知って次の対策を取った方が良いに決まっています。

今回のセミナーでは、自身で申告の可否を判断できるように相続税の基本とポイントを出来るだけ平易に解説いたします。

- ・参加費 3,000円/1人
(同伴者 無料)
- ・定員 20名
- ・開催日時
 - ① 平成27年9月 9日(水)
19:00~21:00 (受付開始 18:30~)
 - ② 平成27年9月 16日(水)
19:00~21:00 (受付開始 18:30~)
- ・開催場所(両日とも)
西宮市民会館アミティホール 601号 (小会議室)
所在地：西宮市六湛寺町 10-11



阪神本線西宮駅下車「市役所口」改札出て北へすぐ
または、JR神戸線西宮駅下車 西へ徒歩約10分

参加日時①または②		
お名前		
ご住所		
お電話番号		
メールアドレス		
ご職業		

岡田ひさし税理士事務所

FAX : 0798 - 34 - 4169



【プロフィール】

昭和 40 年 4 月：神戸生まれ

昭和 59 年 3 月：兵庫県立東灘高等学校卒業(最終学歴)

平成 17 年 12 月：税理士試験合格

合格科目(法人税・所得税・相続税・消費税・簿記論・財務諸表論)

平成 23 年 1 月：西宮市にて独立開業

はじめまして西宮の税理士、岡田ひさしです。私は神戸市灘区で生まれました。

高校卒業後の神戸市内の町工場に就職し、職工として11年ほど勤務していた時期に阪神大震災が起きました。そして震災後、職場が復旧したのも束の間、勤め先の工場にも不景気の波がやってきました。

ある日の朝、社員全員が解雇通告を受けました。ちょうどそのころ日本商工会議所簿記検定1級に合格したところでした。高卒者の税理士試験受験資格は簿記1級に合格することです。そこで失業とほぼ同時に税理士試験をスタートさせました。税理士試験は複数科目のうち5科目に合格する必要があります。必須の会計科目は順調に合格できました。

ちょうどそのころ、震災後に入ったボランティア団体の繋がりでもNPO法人の会計指導をさせていただく機会を得て、数ヶ月ですが数件のNPO法人の会計をみさせていただきました。今、生活介護、就労支援関係のNPO法人のお客様とお付き合いをさせていただくうえで、以前のボランティアの経験が役立っていると思っております。

7年かけて税理士試験に合格しました。かなり忍耐は要りましたが、楽しく勉強できたと思います。受験中の何件かの会計事務所勤務を経て、経営計画書作成支援をしている会計事務所に就職できました。ここで、税務はあくまで財務の一部であり、税金は経費の一部であるとの考えを持つようになりました。

また、節税を中心に考えると資金繰りの悪化をまねく場合があります。しかし、財務を中心に考えることにより、資金繰り重視の税務対策を考えられるようになります。以前と比べ法人税率は格段に低くなっていることをはじめ、税務を取り巻く環境は激変しております。

このことを多くの経営者の方々に知っていただきたいと思いながら日々業務をしております。因みに、私の家は母子家庭だったので蓄えがないことから給与の大半は家族の生活費に使っていましたが、賞与については全額を貯金して何かあったときの備えとしておりました。バブル景気の影響もありまとまった額を蓄えることも出来ました。この蓄えが、税理士試験を受験していく上での助けになり、また、失業中の生活費の足しになりました。

資金はチャンスを逃さず蓄え、将来のために有効に使うことが重要であると思っております。前向きに、明るく、少し先のことを考えながら、また周りに感謝しながら生きてゆくことが人生を豊かにしてくれていると確信しております。

岡田ひさし